

変更後	変更前	(補足)
<p><u>確定給付企業年金に関する数理実務基準</u> <u>確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス</u></p> <p><u>最終改定 平成29年12月20日</u></p> <p>公益社団法人 日本年金数理人会</p>	<p><u>確定給付企業年金実務基準</u></p> <p><u>平成14年8月</u> <u>〔平成29年2月改訂〕</u></p> <p>公益社団法人日本年金数理人会</p>	
<p>(前文)</p> <p>公益社団法人日本年金数理人会は、<u>確定給付企業年金</u>の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、<u>会員が、専門的職能人としての技術及び注意をもって、確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務を適切に遂行するため、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」</u>を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>公益社団法人日本年金数理人会は、<u>確定給付企業年金制度</u>の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、<u>年金数理人の実務遂行に際しての基本的な算定方法などを実務基準として</u>制定する。</p> <p><u>本実務基準は、年金数理人の専門的役割が増すなかにあって、年金数理人の業務において中立性と公正性が維持されるための基準であり、年金数理人が行う年金数理業務が社会的信頼を得る基盤となる位置付けにある。</u></p> <p><u>本実務基準は、実務基準総則と各々の年金数理業務に該当する実務基準により構成される。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の記載にあわせた修正 行動規範の表現に合わせて見直し
<p><u>確定給付企業年金に関する数理実務基準</u></p> <p><u>制定 平成14年 8月26日</u> <u>全文改定 平成29年●月●日</u></p> <p><u>公益社団法人 日本年金数理人会</u></p> <p><u>本実務基準は、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の会員が遵守すべきものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務</u> <u>確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び署名押印</u> <p><u>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</u></p> <p><u>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：平成28年6月3日法律第66号）</u></p>	<p><u>確定給付企業年金実務基準総則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な確定給付企業年金における適正性ではなく、確定給付企業年金法の範囲における適正性であることを明示 行動規範第2条が「数理計算業務及び法令に定める確認業務」と規定されていることにあわせ、2点にまとめた。 (1点目) <ul style="list-style-type: none"> 行動規範第2条の表現に合わせ「数理計算業務」とした。 適用可能である試算は対象となる。 例えば、資産運用方針の策定のためのALMは対象外となる。 (2点目) <ul style="list-style-type: none"> 「確認及び署名押印」は、行動規範第2条の表現にあわせ「法令に定める確認業務」とすることも考えられるが、法の記載に合わせた。

変更後	変更前	(補足)
<p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：平成28年12月14日政令第375号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：平成28年12月14日厚生労働省令第175号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成28年12月14日年企発1214第1号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>確定給付企業年法令等が改正され、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本実務基準への影響を考慮するべきである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・H28.12.14改正（H29.1.1施行）を反映する。 ・H29.11.8、H29.11.27改正は未施行のため反映しない。
<p>1. 目的</p> <p>本実務基準の目的は、会員が遵守るべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとすることを目指すことである。</p> <p>そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。</p>		
<p>2. 行動規範との関係</p> <p>本実務基準は、会員が本専門業務を行う場合において、本会が定める行動規範で会員が適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならぬとされている実務基</p>	<p>8. 「確定給付企業年金実務基準」は、年金数理業務を行うにあたり標準的な算出方法を定めたものであり、この基準に則り算出した結果については、その妥当性が認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の趣旨で記載。

変更後	変更前	(補足)
<u>準に該当する。</u>		
<p><u>3. 優先順位</u> <u>確定給付企業年金法令等と本実務基準が矛盾する場合は、確定給付企業年金法令等が優先する。また、その他の法令通知と本実務基準が矛盾する場合も、その他の法令通知が優先する。</u> <u>(注) 例えば、確定給付企業年金法令等に改正があり、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正の内容が優先する。</u></p>		
<p><u>4. 専門能力</u> <u>会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。</u> <u>この専門能力には、最新の確定給付企業年金法令等、それに関連するその他の法令、通知、及び、本会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイド」の理解が含まれる。</u></p>	<p><u>1. 年金数理人は、受給権の保全及び年金財政の健全性を確保すべく、確定給付企業年金事業主及び基金（以下、事業主等）の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務の遂行にあたり「確定給付企業年金実務基準」を基本とし責任を持って職務を行うとともに、年金財政に関し事業主等との意思疎通に努める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準は実務のための基準であり、遵守するべきものであると位置づけること、定款第3条、行動規範の前文と重複する内容は実務基準に記載がなくとも遵守する義務があること、および、明瞭性を書く表現は実務基準として適切でないことから、該当する記載は削除する。 ・意思疎通については、より明確かつ具体的な内容を助言あるいは入手する旨、他の項で記載。
<p><u>5. 責任の所在</u> <u>適正な年金数理に基づいて、確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算を行うことの最終的な責任は事業主等にあるが、本専門業務を行うにあたり、本専門業務を行う責任は会員にある。</u></p>	<p><u>2. 年金数理人は、事業主、基金の理事及び監事、年金財政に関するコンサルタントなどとともに年金財政について適正な運営に努める。</u></p> <p><u>3. 年金数理人は、年金数理業務を行うにあたり、中立的な立場から最善として採用した方法により算定したものであることに責任を持ち、事業主等への充分な情報提供に努める。</u></p> <p><u>7. 年金数理人は、「確定給付企業年金実務基準」の適用の解釈などにおいて、他の年金数理人の業務に支障をきたさないよう配慮する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性、業務異郷の適正性については行動規範第5条および第6条に規定があり、重複する内容、および、明瞭性を書く表現は削除する。 ・情報提供については、より明確かつ具体的な内容を助言する旨、他の項で記載。
<p><u>6. 関連資料の入手</u> <u>会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程、並びに、勘定科目の内で本専門業務によって得られる情報（責任準備金、及び、同増減）以外の諸数値が含まれる。財政悪化リスク相当額を算定する場合は、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」第2条の別表に定める区分ごとの資産の額、ないし、リスク算定用資産構成割合が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総幹事に所属しない年金数理人が確認する場合であっても、当該年金数理人は、関連資料を入手し、疑問があれば確認する義務がある。

変更後	変更前	(補足)
<p>関連資料に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。</p> <p>(注) 例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等に含める。</p>		
<p><u>7. 個人データの入手</u></p> <p>会員は、本専門業務において用いる個人データを、原則として事業主等から入手する。</p> <p>会員は、個人データによっては、本専門業務によって得られる情報の信頼度が著しく低下する恐れがあることを踏まえ、必要となる個人データの内容について事業主等に分かりやすく説明する。</p> <p>会員は、入手した個人データについて疑問がある場合には、原則として事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。</p> <p>個人データの信頼性に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。</p> <p>本専門業務で使用した個人データは、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。</p> <p>(注) 例えば、会員が所属する法人等が管理する個人データを基にして作成した個人データを本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該個人データを管理する法人等を事業主等に含める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総幹事に所属しない年金数理人が確認する場合であっても、当該確認業務において個人データを入手する場合は、本項がそのまま該当する。
<p><u>8. 基礎率の確定</u></p> <p>会員は、必要に応じて次項に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。</p> <p>事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいてないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。</p> <p>本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。</p> <p>(注) 基礎率には、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、昇給指數、給付の額の再評価及び額の改定に用いる指標の予測、一時金選択率、並びに、新規加入の見込みが含まれる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・次項と重複するため削除することも検討したが、誤解の払拭を優先し残すこととした。 ・給付減額の判定においても、事業主等に無断で会員が基礎率を決定できない。 ・法定帳票における記載項目との整合性を考慮し記述。
<p><u>9. 基礎率に関する助言</u></p> <p>会員は、本専門業務において用いる基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。</p> <p>① 基礎率の特性、その相互の関係、及び、その変動による確定給付企業年金への影響について助言する。</p>	<p><u>6. 事業主等に意見、助言及び警告などを伝えるに際して、社会・経済情勢などの動向について、正確な情報との確かな見通しを伝えるよう努める。</u></p>	

変更後	変更前	(補足)
<p>② 適正な年金数理に基づくと判断される基礎率を提示する。会員が提示すべき基礎率を作成するにあたって、過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、必要に応じて方法の見直しを事業主等に提示する。そのため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化的把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。</p> <p>③ リスク分担型企業年金に関し、決定した基礎率が給付額へ影響する可能性について助言する。</p>		
<p><u>10. 財政方式その他の確定</u></p> <p>会員は、本専門業務で用いる財政方式その他の事業主等が確定するべき事項（以下「財政方式等」という。）を事業主等が確定するにあたって、適正な年金数理に基づくと判断される財政方式等の選択肢についての助言を必要に応じて行ったうえで、本専門業務で用いる財政方式等を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した財政方式等について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。</p> <p>事業主等が確定した財政方式等が、適正な年金数理に基づいてないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。</p> <p>本専門業務で用いた財政方式等を、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。また、財政方式等の適用にあたって、重要な事項について報告書に記載する。</p> <p><u>(注) 財政方式等には、財政方式のほか、資産評価方法、別途積立金、過去勤務債務の額の償却、確定給付企業年金法施行規則第47条に定める特例掛金、許容繰越不足金、非継続基準の積立不足に伴う特例掛金、及び、積立上限額を超える場合の掛け金の控除額のそれぞれの取り扱いが含まれる。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「8. 基礎率の確定」と表現を合わせたもの。 ・法定帳票における記載項目との整合性を考慮し記述。
<p><u>11. 給付の設計に関する助言</u></p> <p>会員は、本専門業務にかかる給付の設計を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて、給付の設計の特性により生じる確定給付企業年金制度への影響について助言する。</p>		
<p><u>12. 近似、省略など</u></p> <p>会員は、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、その妥当性を考慮する。</p> <p>近似、省略などに関して重要な事項がある場合には、会員は、その内容を報告書に記載する。</p> <p>事業主等が、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、会員は、依頼に応じて、その方法の特性について助言する。</p>		

変更後	変更前	(補足)
<p><u>13. 報告</u></p> <p><u>①事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務</u></p> <p><u>会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び会員の資格（定款第5条第1項に定める区分をいう。）を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。</u></p> <p><u>これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。</u></p> <p><u>「確定給付企業年金に関する数理実務ガイド」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。</u></p> <p><u>②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び署名押印</u></p> <p><u>会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に搭載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、署名押印した確認書により報告する。</u></p> <p><u>会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、署名押印してはならない。</u></p>	<p><u>4. 年金数理人は、中立的な立場から事業主等への充分な説明に努め、実施が必要な事項と実施が望ましい事項とを、原則として区別して述べる。また、必要に応じ、年金財政に関する意見を述べることができる。</u></p> <p><u>5. 事業主等に意見、助言及び警告などを伝える場合は、原則として文書で提示するものとし、年金財政上の事実と年金数理人としての意見は区別して述べるとともに、年金財政の方向づけに選択肢がある場合は、その前提条件を明示する。</u></p> <p><u>9. 「確定給付企業年金実務基準」は、ここに定められた算出方法のみに限定するものではなく、特例的な取扱いを採用する場合は、事業主等への決算報告書等に記載するなど、その旨を明らかにした上で業務を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「4」「5」「9」は、その趣旨を①に記載。 ・①②は、冒頭の記載と表現を合わせた。 ・行動規範第7条において、氏名等の記載を義務付けていないことから、必要がある場合に記載する旨を明示する。 ・法定帳票における記載項目との整合性を考慮し、記述を修正。
		<ul style="list-style-type: none"> ・②についても、顧客への報告であることを明記。 ・適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記する機会は多くないと思われるが、該当するケースがありえるため、当該事項を規定する。
	<p><u>10. 「確定給付企業年金実務基準」に関する照会及び提案などは財政運営実務基準委員会（以下、当委員会）へ提示し、その内容及び当委員会での取扱いは他の年金数理人に公開される。</u></p> <p><u>「確定給付企業年金実務基準」の改訂は、当委員会での審議及び理事会での承認を経て実施される。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本実務基準の改定手続きは、実務基準等運営規則に規定されているため、削除。

変更後	変更前	(補足)
<p><u>確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス</u></p> <p>制定 平成14年8月26日 全文改定 平成29年●月●日</p> <p>公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>本ガイダンスは、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務 ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び署名押印 <p>公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）、並びに、本ガイダンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。</p> <p>本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有するべき専門能力に含まれるとされている。</p> <p>本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：平成28年6月3日法律第66号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：平成28年12月14日政令第375号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：平成28年12月14日厚生労働省令第175号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p>	<p><u>確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実務基準の冒頭の記載と表現を合わせた。

変更後	変更前	(補足)
<p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号)</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：平成28年12月14日年企発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：平成28年12月14日年発1214第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイドの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイドへの影響を考慮するべきである。</p>		
<p>目次</p> <p>〔用語の略称等〕</p> <p>第1節 基礎率</p> <p>第2節 財政方式</p> <p>第3節 掛金</p> <p>第4節 財政検証</p> <p>第5節 財政計算</p> <p>第6節 その他の事項</p> <p>第7節 年金数理人の確認</p> <p>第8節 簡易な基準</p> <p>補足事項 財政悪化リスク相当額</p> <p><u>付録1 確定給付企業年金に関する様式マニュアル</u></p> <p><u>付録2 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例</u></p>	<p>目次</p> <p><u>確定給付企業年金実務基準総則</u></p> <p><u>確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準</u></p> <p>〔用語の略称等〕</p> <p>第1章 基礎率</p> <p>第2章 財政方式</p> <p>第3章 掛金</p> <p>第4章 財政検証</p> <p>第5章 財政計算</p> <p>第6章 その他の事項</p> <p>第7章 年金数理人の確認</p> <p><u>第8章 様式（「簡易な基準」を除く）</u></p> <p>第9章 簡易な基準</p> <p><u>第10章 「簡易な基準」の様式</u></p> <p>補足事項 財政悪化リスク相当額</p> <p><u>付録 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「章」を「節」に改める。 改正の際、改正直前の状態を反映する。
		・3段の表形式から、2段に変更する。

変更後	変更前			(補足)
	数理関係事項	実務基準内容	備考	
[用語の略称等] (略) (略)	[用語の略称等] 第1節 基礎率 (略) (略) ...	(略)	(略)	
付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル				・様式マニュアルはガイダンスの付録とする。
本マニュアルは、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。				
目次				
第1項 様式（「簡易な基準」を除く）				
第2項 様式（「簡易な基準」）				
第1項 様式（「簡易な基準」を除く）	C1 年金数理に関する確認 ...	(略)	(略)	
第2項 様式（「簡易な基準」）	C1 年金数理に関する確認 ...	(略)	(略)	
	数理関係事項	実務基準内容	備考	
	第8章 様式（「簡易な基準」を除く） C1 年金数理に関する確認 ...	(略)	(略)	
	第10章 「簡易な基準」の様式 C1 年金数理に関する確認			

変更後	変更前			(補足)
<u>(削除)</u>	...			<ul style="list-style-type: none">・通知の再掲載であるため削除。